

別表（第五十九条の二第一項第三号ハ関係（生命保険会社））

項目	記載する事項
<p>主要な業務の状況を示す指標等</p>	<p>一 「略」</p> <p>二 平準払、一時払について、保険種類の区分ごとの、通貨別の新契約年換算保険料及び保有契約年換算保険料</p> <p>「削る。」</p>
<p>保険契約に関する指標等</p>	<p>一 個人保険、個人年金保険、団体保険、団体年金保険等の区分ごとの保有契約増加率（個人保険、個人年金保険にあつては、保有契約年換算保険料に基づく増加率をいう。）</p> <p>二 「削る。」</p> <p>三 「略」</p> <p>三〇八 「略」</p>
<p>経理に関する指標等</p>	<p>一 「一〇三 略」</p> <p>四 貸倒引当金を一般貸倒引当金、個別貸倒引当金、特定海外債権引当勘定に、価格変動準備金を含むその他引当金ごとに区分し、前期末残高、当期末残高、当期増減額等の区分ごとの引当金明細（ただし、第五十九条の二第一項第五号イに規定する貸借対照表において、一般貸倒引当金、個別貸倒引当金、特定海外債権引当勘定、価格変動準備金を含むその他引当金のいずれかと同一の区分を設けている場合は、当該区分を省略することができる。）</p> <p>「五〇八 略」</p>

別表（第五十九条の二第一項第三号ハ関係（生命保険会社））

項目	記載する事項
<p>主要な業務の状況を示す指標等</p>	<p>一 「同上」</p> <p>二 死亡保障、生存保障、入院保障、障害保障、手術保障について、個人保険、個人年金保険、団体保険、団体年金保険等の区分ごとの保障機能別保有契約高</p> <p>三 死亡保険、生死混合保険、生存保険、年金保険、災害・疾病関係特約の区分ごとの個人保険及び個人年金保険契約種類別保有契約高</p>
<p>保険契約に関する指標等</p>	<p>一 個人保険、個人年金保険、団体保険、団体年金保険等の区分ごとの保有契約増加率</p> <p>二 個人保険の新契約平均保険金及び保有契約平均保険金</p> <p>三 「同上」</p> <p>四 月払契約の個人保険新契約平均保険料</p> <p>五〇十 「同上」</p>
<p>経理に関する指標等</p>	<p>一 「一〇三 同上」</p> <p>四 貸倒引当金を一般貸倒引当金、個別貸倒引当金、特定海外債権引当勘定に、価格変動準備金を含むその他引当金ごとに区分し、前期末残高、当期末残高、当期増減額等の区分ごとの引当金明細</p> <p>「五〇八 同上」</p>

資産運用に  
関する指標  
等

〔一〕三 略〕

四 利息及び配当金等収入、商品有価証券運用益、金銭の信託運用益、売買目的有価証券運用益、有価証券売却益、有価証券償還益、金融派生商品収益、為替差益、その他運用収益、合計等の区分ごとの資産運用収益明細（法第112条評価益を計上している場合には、その旨記載する。）（ただし、第五十九条の二第一項第五号イに規定する損益計算書において、利息及び配当金等収入、商品有価証券運用益、金銭の信託運用益、売買目的有価証券運用益、有価証券売却益、有価証券償還益、金融派生商品収益、為替差益、その他運用収益、合計等のいずれかと同一の区分を設けている場合は、当該区分を省略することができる。）

五 支払利息、商品有価証券運用損、金銭の信託運用損、売買目的有価証券運用損、有価証券売却損、有価証券評価損、有価証券償還損、金融派生商品費用、為替差損、貸倒引当金繰入額、貸付金償却、賃貸用不動産等減価償却費、その他運用費用、合計等の区分ごとの資産運用費用明細（ただし、第五十九条の二第一項第五号イに規定する損益計算書において、支払利息、商品有価証券運用損、金銭の信託運用損、売買目的有価証券運用損、有価証券売却損、有価証券償還損、金融派生商品費用、為替差損、貸倒引当金繰入額、貸付金償却、賃貸用不動産等減価償却費、その他運用費用、合計等のいずれかと同一の区分を設けている場合は、当該区分を省略することができる。）

六 預貯金利息、有価証券利息・配当金（公社債利息、株式配当金、外国証券利息配当金）、貸付金利息、不動産賃貸料、その他共計の区分ごとの利息及び配当金等収入明細（ただし、第五十九条の二第一項第五号イに規定する損益計算書において、預貯金利息、有価証券利息・配

資産運用に  
関する指標  
等

〔一〕三 同上〕

四 利息及び配当金等収入、商品有価証券運用益、金銭の信託運用益、売買目的有価証券運用益、有価証券売却益、有価証券償還益、金融派生商品収益、為替差益、その他運用収益、合計等の区分ごとの資産運用収益明細（法第112条評価益を計上している場合には、その旨記載する。）

五 支払利息、商品有価証券運用損、金銭の信託運用損、売買目的有価証券運用損、有価証券売却損、有価証券評価損、有価証券償還損、金融派生商品費用、為替差損、貸倒引当金繰入額、貸付金償却、賃貸用不動産等減価償却費、その他運用費用、合計等の区分ごとの資産運用費用明細

六 預貯金利息、有価証券利息・配当金（公社債利息、株式配当金、外国証券利息配当金）、貸付金利息、不動産賃貸料、その他共計の区分ごとの利息及び配当金等収入明細

<p>当金（公社債利息、株式配当金、外国証券利息配当金）、貸付金利息、不動産賃貸料、その他共計のいずれかと同一の区分を設けている場合は、当該区分を省略することができ。）</p> <p>「削る。」</p>	<p>七 有価証券の種類別（国債、地方債、社債、株式、外国証券（公社債、株式等）、その他の証券、合計等の区分をいう。）の残存期間別残高及びその合計額</p> <p>八〇十二 「略」</p> <p>「削る。」</p> <p>十三・十四 「略」</p> <p>十五 不動産残高（営業用、賃貸用に区分する。）</p> <p>十六〇十八 「略」</p>
<p>注 「略」</p>	<p>別表（第五十九条の二第一項第三号ハ関係（損害保険会社））</p> <p>項目 「略」</p> <p>記載する事項</p> <p>経理に関する指標等 「一・二 略」</p> <p>三 貸倒引当金を一般貸倒引当金、個別貸倒引当金、特定海外債権引当勘定に、価格変動準備金を含むその他の引当金ごとに区分し、前期末残高、当期末残高、当期増減額の区分ごとの残高（ただし、第五十九条の二第一項第五号イに規定する貸借対照表において、一般貸倒引当金、個別貸倒引当金、特定海外債権引当勘定、価格変動準備</p>

<p>「同上」</p>	<p>七 有価証券の種類別（国債、地方債、社債（うち公社・公団債）、株式、外国証券（公社債、株式等）、その他の証券、合計等の区分をいう。）の有価証券残高</p> <p>八 有価証券の種類別（国債、地方債、社債、株式、外国証券（公社債、株式等）、その他の証券、合計等の区分をいう。）の残存期間別残高</p> <p>九〇十三 「同上」</p> <p>十四 使途別（設備資金、運転資金の区分をいう。）の貸付金残高の合計に対する割合</p> <p>十五・十六 「同上」</p> <p>十七 不動産残高（営業用、賃貸用に区分する。）、賃貸用ビル保有数</p> <p>十八〇二十 「同上」</p>
<p>注 「同上」</p>	<p>別表（第五十九条の二第一項第三号ハ関係（損害保険会社））</p> <p>項目 「同上」</p> <p>記載する事項</p> <p>経理に関する指標等 「一・二 同上」</p> <p>三 貸倒引当金を一般貸倒引当金、個別貸倒引当金、特定海外債権引当勘定に、価格変動準備金を含むその他の引当金ごとに区分し、前期末残高、当期末残高、当期増減額の区分ごとの残高</p>

資産運用に関する指標等	<p>備金を含むその他引当金のいずれかと同一の区分を設けている場合は、当該区分を省略することができる。)</p> <p>〔四〇六 略〕</p> <p>一 〔略〕</p> <p>二 預貯金、コールローン、買現先勘定、債券貸借取引支払保証金、買入金銭債権、商品有価証券、金銭の信託、有価証券、貸付金、土地・建物、小計、その他、合計の区分ごとの利息配当収入の額及びその他、合計を除く区分ごとの運用利回り(ただし、第五十九条の二第一項第五号イに規定する損益計算書において、預貯金、コールローン、買現先勘定、債券貸借取引支払保証金、買入金銭債権、商品有価証券、金銭の信託、有価証券、貸付金、土地・建物、小計、その他、合計の区分を設けている場合は、当該区分を省略することができる。)</p> <p>〔三〇一 略〕</p> <p>〔割る。〕</p> <p>十二〇十四 〔略〕</p>
-------------	--

注 〔略〕

別表 (第五十九条の二第一項第三号ニ関係 (生命保険会社、外国生命保険会社等及び特定生命保険業免許を受けた免許特定法人) )

(契約の締結時期が2010年度までの契約について)

〔表略〕

(契約の締結時期が2011年度以降の契約について)

〔表略〕

(記載上の注意)

〔1. ・ 2. 略〕

資産運用に関する指標等	<p>〔四〇六 同上〕</p> <p>一 〔同上〕</p> <p>二 預貯金、コールローン、買現先勘定、債券貸借取引支払保証金、買入金銭債権、商品有価証券、金銭の信託、有価証券、貸付金、土地・建物、小計、その他、合計の区分ごとの利息配当収入の額及びその他、合計を除く区分ごとの運用利回り</p> <p>〔三〇一 同上〕</p> <p>十二 使途別 (設備資金、運転資金、合計の区分をいう。)</p> <p>の貸付金残高及び合計に対する構成比</p> <p>十三〇十五 〔同上〕</p>
-------------	--

注 〔同上〕

別表 (第五十九条の二第一項第三号ニ関係 (生命保険会社、外国生命保険会社等及び特定生命保険業免許を受けた免許特定法人) )

(契約の締結時期が2010年度までの契約について)

〔同左〕

(契約の締結時期が2011年度以降の契約について)

〔同左〕

(記載上の注意)

〔1. ・ 2. 同左〕

3. これらの別表は、通貨別の区分ごとに記載すること。

(責任準備金残高の内訳について)

[表略]

(記載上の注意)

[略]

[別表を削る。]

[加える。]

(責任準備金残高の内訳について)

[同左]

(記載上の注意)

[同左]

別表 (第五十九条の二第一項第五号ニ関係 (保険会社単体) )

項目	記載する事項
法第百三十三号第一号に係る細目	<p>一 第八十六条第一項第一号に規定する額</p> <p>二 第八十六条第一項第二号に規定する額</p> <p>三 第八十六条第一項第三号に規定する額</p> <p>三の二 損害保険会社にあつては、第八十六条第一項第三号の二に規定する額</p> <p>四 第八十六条第一項第四号に規定する額</p> <p>五 第八十六条第一項第五号に規定する額</p> <p>六 第八十六条第一項第六号に規定する額</p> <p>七 その他金融庁長官が定める額</p> <p>八 法第百三十三号第一号に掲げる額 (保険会社に係るものに限る。 ) のうち、一から七までに掲げるもの以外のもの合計額</p>
法第百三十三号第二号に係る細目	<p>一 第八十七条第一号に規定する額 (損害保険会社にあつては、一五に規定する額を除く。 )</p> <p>一の二 第八十七条第一号の二に規定する額</p> <p>二 第八十七条第二号に規定する額</p> <p>二の二 生命保険会社にあつては、第八十七条第二号の二に規定する額</p> <p>三 第八十七条第三号に規定する額</p> <p>四 第八十七条第四号に規定する額</p> <p>五 損害保険会社にあつては、第八十七条第一号に規定する額のうち、金融庁長官が定める額</p>

[別表を削る。]

別表 (第五十九条の二第一項第五号ニ関係 (外国保険会社等) )

項目	記載する事項
法第二百二条第一号に係る細目	<p>一 第百六十一条第一号に規定する額</p> <p>二 第百六十一条第二号に規定する額</p> <p>三 第百六十一条第三号に規定する額</p> <p>三の二 外国損害保険会社等にあつては、第百六十一条第一項第三号の二に規定する額</p> <p>四 第百六十一条第四号に規定する額</p> <p>五 第百六十一条第五号に規定する額</p> <p>六 第百六十一条第六号に規定する額</p> <p>七 その他金融庁長官が定める額</p> <p>八 法第二百二条第一号に掲げる額のうち、一から七までに掲げるもの以外のものの合計額</p>
法第二百二条第二号に係る細目	<p>一 第百六十二条第一号に規定する額 (外国損害保険会社等にあつては、五に規定する額を除く。)</p> <p>一の二 第百六十二条第一号の二に規定する額</p> <p>二 第百六十二条第二号に規定する額</p> <p>二の二 外国生命保険会社等にあつては、第百六十二条第二号の二に規定する額</p> <p>三 第百六十二条第三号に規定する額</p> <p>四 第百六十二条第四号に規定する額</p> <p>五 外国損害保険会社等にあつては、第百六十二条第一号に規定する額のうち、金融庁長官が定める額</p>

[別表を削る。]

別表 (第五十九条の二第一項第五号ニ関係 (免許特定法人) )

項目	記載する事項

目	<p>一 第九十条第一号に規定する額</p> <p>二 第九十条第二号に規定する額</p> <p>三 第九十条第三号に規定する額</p> <p>三の二 特定損害保険業免許を受けた免許特定法人にあつては、第九十条第一項第三号の二に規定する額</p> <p>四 第九十条第一項第四号に規定する額</p> <p>五 第九十条第一項第五号に規定する額</p> <p>六 第九十条第一項第六号に規定する額</p> <p>七 その他金融庁長官が定める額</p> <p>八 法第二百二十八条第一号に掲げる額のうち、一から七までに掲げるもの以外のもの合計額</p>
細目	<p>一 第六十二条第一号に規定する額（特定損害保険業免許を受けた免許特定法人にあつては、五に規定する額を除く。）</p> <p>一の二 第六十二条第一号の二に規定する額</p> <p>二 第六十二条第二号に規定する額</p> <p>二の二 特定生命保険業免許を受けた免許特定法人にあつては、第六十二条第二号の二に規定する額</p> <p>三 第六十二条第三号に規定する額</p> <p>四 第六十二条第四号に規定する額</p> <p>五 特定損害保険業免許を受けた免許特定法人にあつては、第六十二条第一号に規定する額のうち、金融庁長官が定める額</p>
法第二百二十八条第二号に係る	

[別表を削る。]

別表	(第五十九条の三第一項第三号へ関係 (保険会社連結) )
1	特例企業会計基準等適用法人等以外の者について
項目	記載する事項

法第百三十条第一号に係る細目	<p>一 第八十六条の二第一項第一号に規定する額</p> <p>二 第八十六条の二第一項第二号に規定する額</p> <p>三 第八十六条の二第一項第三号に規定する額</p> <p>四 損害保険契約を有する場合にあっては、第八十六条の二第一項第四号に規定する額</p> <p>五 第八十六条の二第一項第五号に規定する額</p> <p>六 第八十六条の二第一項第六号に規定する額</p> <p>七 第八十六条の二第一項第七号に規定する額</p> <p>八 第八十六条の二第一項第八号に規定する額</p> <p>九 その他金融庁長官が定める額</p> <p>十 法第百三十条第一号に掲げる額（保険会社及びその子会社等に係るものに限る。）のうち、一から九までに掲げるもの以外のものの合計額</p>
法第百三十条第二号に係る細目	<p>一 生命保険契約を有する場合にあっては、第八十八条第一号に規定する額のうち、当該契約に係る額</p> <p>二 損害保険契約を有する場合にあっては、第八十八条第一号に規定する額のうち、当該契約に係る額（九に規定する額を除く。）</p> <p>三 第八十八条第二号に規定する額</p> <p>四 第八十八条第三号に規定する額</p> <p>五 第八十八条第四号に規定する額</p> <p>六 生命保険契約を有する場合にあっては、第八十八条第五号に規定する額</p> <p>七 第八十八条第六号に規定する額</p> <p>八 第八十八条第七号に規定する額</p> <p>九 損害保険契約を有する場合にあっては、第八十八条第一号に規定する額のうち、金融庁長官が定める額</p>
2 特例企業会計基準等適用法人等について	
項目	記載する事項

<p>法第百三十条第一号に係る細目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 第八十六条の二第三項第一号に規定する額</li> <li>二 第八十六条の二第三項第二号に規定する額</li> <li>三 第八十六条の二第三項第三号に規定する額</li> <li>四 第八十六条の二第三項第四号に規定する額</li> <li>五 その他金融庁長官が定める額</li> <li>六 法第百三十条第一号に掲げる額（保険会社及びその子会社等に係るものに限る。）のうち、一から五までに掲げるもの以外のものの合計額</li> </ul>	<p>法第百三十条第二号に係る細目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 生命保険契約を有する場合にあっては、第八十八条第一号に規定する額のうち、当該契約に係る額</li> <li>二 損害保険契約を有する場合にあっては、第八十八条第一号に規定する額のうち、当該契約に係る額（九に規定する額を除く。）</li> <li>三 第八十八条第二号に規定する額</li> <li>四 第八十八条第三号に規定する額</li> <li>五 第八十八条第四号に規定する額</li> <li>六 生命保険契約を有する場合にあっては、第八十八条第五号に規定する額</li> <li>七 第八十八条第六号に規定する額</li> <li>八 第八十八条第七号に規定する額</li> <li>九 損害保険契約を有する場合にあっては、第八十八条第一号に規定する額のうち、金融庁長官が定める額</li> </ul>
---	---

[別表を削る。]

別表 (第二百十条の十の二第一項第四号へ関係 (保険持株会社) )

<p>1 特例企業会計基準等適用法人等以外の者について</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="347 1146 402 1240">項目</th> <th data-bbox="347 1240 402 2049">記載する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="292 1146 347 1240">一</td> <td data-bbox="292 1240 347 2049">第二百十条の十一の三第一項第一号に規定する額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="236 1146 292 1240">二</td> <td data-bbox="236 1240 292 2049">第二百十条の十一の三第一項第二号に規定する額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="186 1146 236 1240">三</td> <td data-bbox="186 1240 236 2049">第二百十条の十一の三第一項第三号に規定する額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="186 1240 236 2049">四</td> <td data-bbox="186 1240 236 2049">損害保険契約を有する場合にあっては、第二百十条の十一の</td> </tr> </tbody> </table>	項目	記載する事項	一	第二百十条の十一の三第一項第一号に規定する額	二	第二百十条の十一の三第一項第二号に規定する額	三	第二百十条の十一の三第一項第三号に規定する額	四	損害保険契約を有する場合にあっては、第二百十条の十一の
項目	記載する事項										
一	第二百十条の十一の三第一項第一号に規定する額										
二	第二百十条の十一の三第一項第二号に規定する額										
三	第二百十条の十一の三第一項第三号に規定する額										
四	損害保険契約を有する場合にあっては、第二百十条の十一の										

法第百三十条第一号に係る細目

目 十一 五 六 七 八 九 十	<p>三第一項第四号に規定する額</p> <p>第三一項第五号に規定する額</p> <p>第二十条の十一の三第一項第六号に規定する額</p> <p>第二十条の十一の三第一項第七号に規定する額</p> <p>第二十条の十一の三第一項第八号に規定する額</p> <p>その他金融庁長官が定める額</p> <p>法第二百七十一条の二十八の二第一号に掲げる額のうち、一から九までに掲げるもの以外のものの合計額</p>
細目 法第二百七十一 三 四 五 六 七 八 九 四	<p>一 生命保険契約を有する場合にあつては、第二百十条の十一の四第一号に規定する額のうち、当該契約に係る額</p> <p>二 損害保険契約を有する場合にあつては、第二百十条の十一の四第一号に規定する額のうち、当該契約に係る額（九に規定する額を除く。）</p> <p>三 第二百十条の十一の四第二号に規定する額</p> <p>四 第二百十条の十一の四第三号に規定する額</p> <p>五 第二百十条の十一の四第四号に規定する額</p> <p>六 生命保険契約を有する場合にあつては、第二百十条の十一の四第五号に規定する額</p> <p>七 第二百十条の十一の四第六号に規定する額</p> <p>八 第二百十条の十一の四第七号に規定する額</p> <p>九 損害保険契約を有する場合にあつては、第二百十条の十一の四第一号に規定する額のうち、金融庁長官が定める額</p>
2	<p>特例企業会計基準等適用法人等について</p>
項目	<p>記載する事項</p>

<p>法第二百七十一条の二 八の二第一号に係る細目</p>	<p>一 第二百十條の十一の三第三項第一号に規定する額  二 第二百十條の十一の三第三項第二号に規定する額  三 第二百十條の十一の三第三項第三号に規定する額  四 第二百十條の十一の三第三項第四号に規定する額  五 その他金融庁長官が定める額  六 法第二百七十一条の二十八の二第一号に掲げる額のうち、一から五までに掲げるもの以外のもの合計額</p>
<p>法第二百七十一条の二 八の二第二号に係る細目</p>	<p>一 生命保険契約を有する場合にあつては、第二百十條の十一の四第一号に規定する額のうち、当該契約に係る額  二 損害保険契約を有する場合にあつては、第二百十條の十一の四第一号に規定する額のうち、当該契約に係る額（九に規定する額を除く。）  三 第二百十條の十一の四第二号に規定する額  四 第二百十條の十一の四第三号に規定する額  五 第二百十條の十一の四第四号に規定する額  六 生命保険契約を有する場合にあつては、第二百十條の十一の四第五号に規定する額  七 第二百十條の十一の四第六号に規定する額  八 第二百十條の十一の四第七号に規定する額  九 損害保険契約を有する場合にあつては、第二百十條の十一の四第一号に規定する額のうち、金融庁長官が定める額</p>